

## 四国中央市部活動地域移行検討委員会要綱

令和5年11月22日

教委告示第11号

(設置)

第1条 四国中央市立中学校における部活動の段階的な地域移行について検討するため、四国中央市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 部活動の地域移行の実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化及びスポーツに関し学識経験を有する者
- (2) 小学校及び中学校の教職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、教育委員会が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化・スポーツ振興担当課及び学校教育担当課において処理し、文化・スポーツ振興担当課が主管する。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。